

## ライセンサーの倒産とライセンス契約の帰趨

田中宏岳  
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



### 1 はじめに

ライセンス契約は、ご存じのとおり、アパレル、薬事、IT等様々な業界で日常的に締結されています。ライセンサーが、特許等のライセンスをライセンシーに使用許諾する代わりに、一定のロイヤルティをライセンシーがライセンサーに支払うことがライセンス契約の基本ですが、一口にライセンス契約といっても千差万別の内容があるところでは、ライセンス契約締結後、ライセンサーが倒産した場合、ライセンス契約はどのように扱われるのでしょうか。ここではライセンス契約の内容の多様性が影響しますが、以下で、ライセンサーが倒産した場合のライセンス契約の帰趨といくつかの問題点を取り上げたいと思います。

### 2 日本の倒産法におけるライセンス契約の扱い

#### (1) 双方未履行双務契約のルールと例外

ライセンス契約は、ライセンスの使用許諾とロイヤルティの支払がお互いに対価的につりあった関係(牽連関係)にある契約といえますが、このような対価的牽連関係にある契約で、倒産手続開始時点で、お互いの債務が履行を完了していない場合(すなわち、ロイヤルティを全て支払いきっておらず、契約関係が継続している場合)には、倒産法制上、「双方未履行双務契約」として扱われます。管財人は、双方未履行双務契約につき、当該契約を解除するか、継続するかの判断権を有しています。これは、破産者等に有利な契約は存続させ、不利な契約は解除する選択権を管財人に与えることで、なるべく財団を増やし、再生会社等であれば、事業の再生につなげるという理念に支えられている制度です(破産法53条1項、民事再生法49条1項、会社更生法61条1項)。

もっとも、この制度には一定の例外があります。その一つ

は、破産者等の相手方が対象となる権利に「登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合」には、管財人は上記の選択権を有さず、一方的に解除したり契約を存続させたりすることはできないという例外です(破産法56条1項、民事再生法51条、会社更生法63条)。典型的には、貸貸人が倒産した場合の賃借人がこの制度で保護されます。賃借人は、賃借権につき対抗要件を備えている場合(例えば、建物賃貸借であれば、建物の引渡しを受けている場合)、管財人からの解除要求に応じる必要はありません。

#### (2) ライセンス契約と対抗要件

ライセンス契約におけるライセンシーの権利も、上記の例外に該当し得るものです。すなわち、特許権や実用新案権の専用実施権(特許法98条2項、実用新案法18条3項)、商標権の専用使用権(商標法30条4項)及び通常使用権(商標法31条4項)は、登録を受けている限りにおいて、管財人の解除権行使から保護され、ライセンス契約を継続することができます。

また、特許権及び実用新案権については、登録をしなくとも、第三者に通常実施権を対抗できる「当然対抗制度」があるため(特許法99条、実用新案法19条3項)、ライセンシーは、通常実施権を有している限りにおいて管財人に対し、ライセンス契約の継続を主張し得ることとなります。

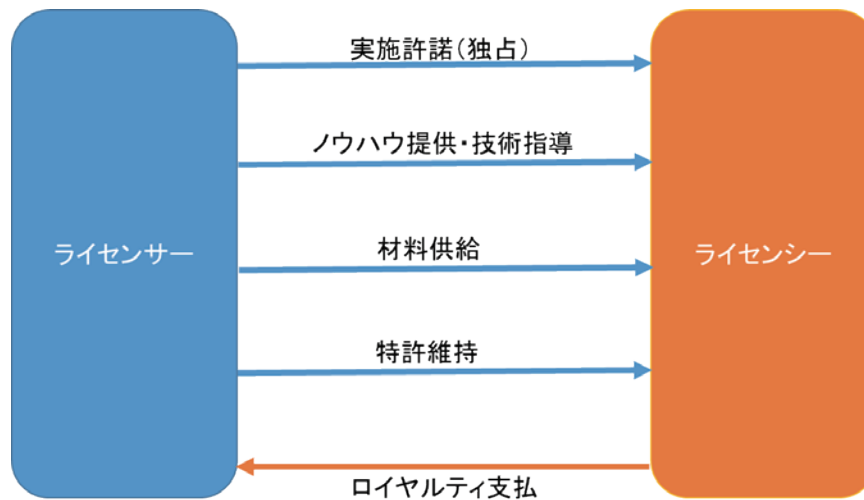
#### (3) ライセンス契約の一部解除の可能性

では、ライセンシーはロイヤルティを支払い続けることにより、ライセンサーの倒産後もライセンス契約全体を維持し続けることができるのでしょうか。冒頭で申し上げた通り、ライセンス契約の内容は千差万別で、必ずしもライセンスの使用許諾とロイヤルティの支払だけが内容ではありません(むしろ、このような

シンプルな契約の方が稀です。)。例えば、ライセンサーが、ライセンシーに対しノウハウ提供や技術指導を行うこと、材料供給を行うこと、特許等のライセンスを維持する義務を負担すること等が契約に含まれていることも珍しくありませんし、一定のテリトリー内で「独占」ライセンスを付与するような契約もありま

す。そこで、このようなライセンス契約全体が倒産後も全て継続し、管財人が義務を負い続けるとすると、管財人に不可能を強いるものであり、財団の増殖や事業の再生等に重大な支障をきたすのではないかと、との議論が生じます。

【ライセンス契約・イメージ図】



そのため、貴社のライセンス契約におけるライセンサーが倒産した場合には、ライセンス自体はロイヤルティの支払がある限りにおいて継続するけれども、独占性やノウハウ提供・技術指導、材料供給等ライセンサーの他の義務の部分については、それらの部分自体が双方未履行双務契約であり、対抗要件制度で守られるものではない等として解除する、との主張がなされることが想定されます。また、独占ライセンスを取り消すとか、特許維持はライセンシーで行うべきとの主張も実際にまなされるところです。このような管財人の主張がどこまで有効かは未だ議論がまとまっていませんが、現実問題として倒産会社が材料供給等を行うことは困難であるため、倒産裁判所は、少なくとも一定程度は管財人の主張を容れる傾向にあるのではないかと思います。

とはいえ、管財人からこのような主張を受けた場合、貴社としては、上記管財人の見解に未だ確定解釈がないことを前提として、ライセンス契約全体が対抗要件制度で守られるべ

きものであることを主張すべきものと考えます。また、少なくとも、一部が解除される場合には(例えば、材料供給はもうしないといわれた場合)、その分対価であるロイヤルティは減額されるべきとの主張をするべきです。一部解除が生じた場合に、ロイヤルティがどのように減額されるかはこれまた確定した見解のない難しい議論ですので、貴社の立場を法的に整理したうえで、管財人との間でリーズナブルな内容の和解をすることが実務的にはベターであるものと考えます。

(4) ライセンス契約上の倒産リスク回避手段はないか

上記のように、ライセンサーが倒産した場合、ライセンスそのものは継続するという意味合いでライセンシーは一定保護されますが、独占性がはく奪される等のリスクはやはり残るところです。このようなリスクをライセンス契約で回避することはできないでしょうか。

直接には、ライセンサーが倒産した場合であっても契約の

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け頂ければと存じます。

効力に何ら影響はない(管財人は解除等できない)と規定することが考えられますが、残念ながらそのような合意は管財人に対して効力を有さないものと考えられます(逆に、倒産を機にライセンシーは、ライセンス契約を解除できるという条項(いわゆる倒産解除条項)も、日本法の下では無効とされる可能性が高いものと思われまます。)。また、ライセンサーが倒産した場合に、特許権そのものがライセンシーへ移転する等の譲渡担保契約を締結することや、一部前払いしたロイヤルティの返還請求権等を被担保債権として特許権に質権を設定すること等は保全手段としてはあり得るところです。もっとも、特許権を前提とすると譲渡担保権者は特許権者として登録される必要があることや、質権については被担保債権額に応じた登録免許税がかかること、そもそも論として、被担保債権が何かや、条項の有効性にも問題が生じ得ることから、こういった保全手段もまた個別のライセンス契約の内容に応じて、慎重な設計が求められます。

他方、上記(3)のとおり、管財人による一部解除が認められる余地があり、この場合のロイヤルティの金額に紛争が生じ得ることを考慮して、ライセンス契約の締結段階で、どのロイヤルティが何に対する対価なのか(使用許諾、材料供給、ノウハウ提供等)可能な限り明確に規定しておくことは有益ではないかと考えます。

### 3 ライセンサーが海外法人である場合

以上は、ライセンサーが日本法人であり、日本の倒産法が適用されることを前提に説明したものです。ライセンサーが海外法人である場合、双方未履行双務契約やライセンス契約の倒産法制上の扱いは、各国によって異なり得るところですので、この点にも留意する必要があります。例えば、ドイツ等では、ライセンサーが倒産した場合、議論はあるものの、ライ

センシーが保護されるような明文の規定はありませんので、このような国のライセンサーとの間でライセンス契約を締結した後、ライセンサーが倒産し当該国の倒産法が適用されるとすると、2でみたような保護はそもそも必ずしも受けられないということになります。また、米国倒産法では、管財人はライセンス契約を解除できないものの、他方でライセンシーは、ライセンスの使用許諾以外の材料供給や技術指導等を管財人に求めることができないとされています(365条(n))。

この議論は2よりもさらに高度な議論で、確たる答えがあるものではありませんが、そもそも、双方未履行双務契約につき、①どこの国の倒産法を適用すべきかという議論(倒産開始地法、契約準拠法、法廷地国法等)、②仮に海外の倒産法が適用されるとして、日本と全く異なる結論になるのは公序に反して認められないという議論(UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency 6条、法の適用に関する通則法42条等)があり得るところです。

### 4 おわりに

以上のとおり、ライセンス契約のライセンサーが倒産した場合には、日本の倒産法制を前提とすると一定のライセンシーの立場は保護されるものの、未だ解決されていない種々の議論があるところではあります。もっとも、解決されていないからこそ、ライセンシーが強く主張し得る点もあると感じます。また、いわゆるオープンイノベーションの活性化により、国内外のベンチャー企業からライセンスを受ける機会が増加していることから、ライセンサー倒産時のシミュレーションは、近時より重要なものとなってきているように感じます。国際的なライセンス契約も含めて多種多様なライセンス契約につき、ライセンサー倒産時の帰趨・合理的な和解処理等について引き続き検討してまいりたいと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】